

## 議事要旨(1) 実務対応報告「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」

冒頭、西川委員長より、本実務対応報告案については、本日の委員会において最終公表の議決をお願いしたい旨の説明がなされた。続いて、秋葉主席研究員より、11月13日に公表した本実務対応報告の公開草案に寄せられたコメント及びそれらに対する対応案、並びにそれらを踏まえた文案の修正内容について説明された後、次のような質疑応答が行われた。

(保有目的区分変更後の減損処理について)

- ある委員から、コメント対応案では、その他有価証券から満期保有目的へ保有目的区分を変更した債券について、その後に減損処理を行う場合の取扱いについて明示しているが、減損処理が生じるような債券は満期保有目的の定義及び要件を満たさないのではないかとの意見があった。また、別の委員より、減損処理と同時に保有目的区分の変更を行うことができるような誤解を与えないよう留意する必要があるとの意見があった。これらに対して事務局からは、そのようなケースは少ないと考えられるため、明示しないこととするとの説明がなされた。

(四半期財務諸表における注記事項について)

- ある委員から、本実務対応報告案においては、四半期財務諸表における注記は、著しい変動があった場合にのみ求めることとしているが、四半期財務諸表においても事業年度末と同様に注記を求めるべきとの意見があった。これに対して事務局からは、そのような取扱いは、四半期会計基準の注記に関わる基本的な考え方と異なることとなるため、修正は行わないこととする旨の説明がなされた。

(本実務対応報告の遡及適用について)

- ある委員から、本実務対応報告の公表日前に、経営管理上、満期保有目的の定義及び要件を満たすかどうかの検討を行い、保有目的区分の変更に関する意思決定を実質的に行っていたとは考えにくく、本実務対応報告の遡及適用を認めることは経営者のモラルハザードを助長する懸念があり、反対であるとの意見があった。一方、別の委員からは、本年7月から9月にかけての想定し得なかった市場環境の著しい変化に際し、経営者は何らかの判断を行っていると考えられるため、遡及適用を認めた上で、それを確認することのできる適切な書面の存在など、企業の判断の証拠について監査の場でも検証すべきであるとの意見があった。さらに同じ委員から、反対意見において懸念されている日付等の証拠の操作は犯罪であって、刑事罰の対象となる性格のものであると考えているとの発言があった。

審議の後、字句等の修正については委員長に一任する前提で採決が行われ、賛成12名、反対2名により実務対応報告の公表が議決された。以上を受け、西川委員長より、2名の反対意見を本文に追加し、12月5日の最終公表へ向けた手続きに入る旨の説明がなされた。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。